

2-4 住宅の修繕

都民共有の大切な財産である都営住宅等を維持保全していくためには、修繕が必要です。

住宅の修繕は、東京都が行うものと、みんなの費用で行っていただくものとがあります。東京都が修繕するものについては、「東京都住宅供給公社」が代わって業務を行います。

(1) 東京都が修繕する範囲

都営住宅等の修繕のうち、東京都が実施すべき修繕（実際には東京都住宅供給公社が実施します）一公費負担修繕の一の範囲は、法令及び条例に基づいて、みんなが行うべき部分的小修繕や部分品の取り替えを除いたその他の修繕の全部です。

ア 計画修繕工事 年月の経過や住宅の立地条件などにより自然損耗したものについて、計画的な修繕を実施します。

イ 一般修繕工事 計画修繕以外の比較的小規模な修繕について行います。

ウ 特別修繕工事 台風、豪雨、降ひょう等により建物その他の施設に損害を受けた場合には、すみやかに復旧工事を実施します。

エ 環境整備工事 団地近隣の都市施設の現況にあわせて、必要度の高いところから計画的に集会所建設、児童遊園、道路舗装、自転車置場設置などの環境整備工事を実施します。

なお、修繕工事には、居室への立ち入りや騒音、振動を伴うものがあります。また、階下に漏水等がある場合には、漏水原因の調査や補修のため、上階の方に対し住戸内への立ち入りのご協力をお願いしますので、ご承知ください。

(2) みんなが修繕する範囲

東京都が行う修繕以外のもので、おおよそ別表（58～59ページ）のようなものは、みんなの負担で修繕していただきます。また、東京都が行うものでも、みんなの使い方が原因で修繕を必要とするものは、みんなの負担となります。

(3) 修繕の申込み

ア 修繕が必要な時は、JKK 東京お客さまセンターへ、電話でお申込みください。

ただし、みんなが費用を負担しなければならないものは、東京都住宅供給公社では修理できません。直接業者に依頼してください。（ご希望があれば、業者は JKK 東京お客さまセンターで紹介します。）

イ 修繕が終わったときに、作業完了確認書に名字のみの記入をお願いすることがあります。

ウ 修繕に関するお問い合わせ・相談は、JKK 東京お客さまセンターにご連絡ください。